

注 意 事 項

1 試験開始時刻 10時00分

2 試験科目別終了時刻

試験科目	科目数	終了時刻
「法規」のみ	1科目	11時20分
「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」のみ	1科目	11時40分
「法規」及び「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」	2科目	13時00分

3 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

試験種別	試験科目	問題(解答)数					試験問題ページ
		第1問	第2問	第3問	第4問	第5問	
伝送交換主任技術者	法規	6	7	7	7	6	1~13
	伝送交換設備及び設備管理	8	8	8	8	8	14~26
線路主任技術者	法規	6	7	7	7	6	1~13
	線路設備及び設備管理	8	8	8	8	8	27~38

4 受験番号等の記入とマークの仕方

- マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。
- 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。
- 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1けたの数字がある場合、十の位のけたの「0」もマークしてください。

[記入例] 受験番号 01AB941234

生年月日 昭和50年3月1日

受 験 番 号									
01AB941234									
●	○	●	A	○	○	○	○	○	○
1	●	●	B	●	1	1	●	1	1
2	●	●	C	●	2	2	2	●	2
3	●	●	D	●	3	3	3	3	●
4	●	●	E	●	4	●	4	4	●
5	●	●	F	●	5	5	5	5	5
6	●	●	G	●	6	6	6	6	6
7	●	●	H	●	7	7	7	7	7
8	●	●	●	●	8	8	8	8	8
9	●	●	●	●	9	9	9	9	9

生 年 月 日									
年 号 500301									
平成 昭和 大正	○	●	○	○	○	○	○	○	○
	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

5 答案作成上の注意

- マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。
「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。
- 解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。
 - ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。
 - 一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。
 - マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。
- 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。
- 受験種別欄は、あなたが受験申請した試験種別を○で囲んでください。(試験種別は次のように略記されています。)
 - 伝送交換主任技術者は、『伝 送 交 換』
 - 線路主任技術者は、『線 路』

6 合格点及び問題に対する配点

- 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。
- 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

7 登録商標などに関する事項

- 試験問題に記載されている会社名又は製品名などは、それぞれ、各社の商標または登録商標です。
- 試験問題では、® 及び ™ を明記していません。
- 試験問題の文中及び図中などで使用しているデータは、すべて架空のものです。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。

受 験 番 号									
(控 え)									

(今後の問い合わせなどに必要になります。)

試 験 種 別	試 験 科 目
伝 送 交 換 主 任 技 術 者 線 路 主 任 技 術 者	法 規

問 1 次の問いに答えよ。

(小計 20 点)

- (1) 次の A～C の文章は、電気通信事業法に規定する用語について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4 点)

- A 電気通信とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音声又は画像を送り、伝えること及びそれらの情報の処理を行うことをいう。
- B 電気通信業務とは、電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。
- C 電気通信事業とは、電気通信事業者が行う事業の運営に係る事業計画のことをいう。

同法に規定する内容に照らして、上記の A～C の文章は、 (ア)。

<(ア)の解答群>

- ① A のみ正しい ② B のみ正しい ③ C のみ正しい
 ④ A、B が正しい ⑤ A、C が正しい ⑥ B、C が正しい
 ⑦ A、B、C いずれも正しい ⑧ A、B、C いずれも正しくない

- (2) 次の文章は、電気通信事業法に規定する事項について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4 点)

同法に規定する内容に照らして、正しいものは、 (イ) である。

<(イ)の解答群>

- ① 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。
- ② 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは食糧の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。
- ③ 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。
- ④ 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。)を総務省令で定める設置基準の範囲で配備しなければならない。

- (3) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信回線設備との接続について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる(i)～(iii)の場合を除き、これに応じなければならない。

- (i) 電気通信役務の円滑な提供に①支障が生ずるおそれがあるとき。
- (ii) 当該接続が当該電気通信事業者の②責任の分界を害するおそれがあるとき。
- (iii) (i)、(ii)に掲げる場合のほか、総務省令で定める③正当な理由があるとき。

同法に規定する内容に照らして、上記の①～③の下線部分の語句は、 (ウ)。

<(ウ)の解答群>

- ① ①のみ正しい ② ②のみ正しい ③ ③のみ正しい
- ④ ①、②が正しい ⑤ ①、③が正しい ⑥ ②、③が正しい
- ⑦ ①、②、③いずれも正しい ⑧ ①、②、③いずれも正しくない

- (4) 次の文章は、電気通信事業法に規定する管理規程について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電気通信事業者は、電気通信役務の (エ) な提供を確保するため、総務省令で定めるところにより、電気通信事業法に規定する事業用電気通信設備の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。また、電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。

<(エ)の解答群>

- ① 適正かつ合理的 ② 公平かつ適確
- ③ 安全かつ低廉 ④ 確実かつ安定的

- (5) 次の文章は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が電気通信設備の故障等の重大な事故が生じたときに遅滞なく総務大臣に報告すべき事項について述べたものである。同法及び同規則の規定に照らして、内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

電気通信事業者は、電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその (オ) とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

この総務省令で定める重大な事故の一つに、電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用するすべての通信のそ通が (カ) 以上不能となる事故がある。

<(オ)、(カ)の解答群>

- | | | | |
|----------|-----------|----------|----------|
| ① 理由又は原因 | ② 想定される原因 | ③ 原因及び処置 | ④ 理由及び対策 |
| ⑤ 1時間 | ⑥ 2時間 | ⑦ 3時間 | ⑧ 4時間 |

問2 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次のA～Cの文章は、電波法に規定する用語について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

A 電波とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。

B 無線局とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。

C 無線電信とは、電波を利用して、他人の通信を媒介し、他人の通信の用に供することをいう。

同法に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (ア) 。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|----------------|------------------|-----------|
| ① Aのみ正しい | ② Bのみ正しい | ③ Cのみ正しい |
| ④ A、Bが正しい | ⑤ A、Cが正しい | ⑥ B、Cが正しい |
| ⑦ A、B、Cいずれも正しい | ⑧ A、B、Cいずれも正しくない | |

- (2) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する、連合の目的の一部について述べたものである。同憲章の規定に照らして、～に最も適した語句の組合せを、下記の解答群から選び、内の(イ)にその番号を記せ。(4点)

連合の目的は、次のとおりとする。

- (i) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間におけるを維持し及び増進すること。
- (ii) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (iii) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

同憲章に規定する内容に照らして、正しいものは、である。

<(イ)の解答群>

	(A)	(B)	(C)
①	国際協力	経済支援	電気通信
②	設備管理	物的資源	技術的手段
③	秩序	経済支援	電気通信
④	国際協力	物的資源	技術的手段
⑤	設備管理	物的資源	電気通信
⑥	秩序	経済支援	技術的手段

- (3) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、アクセス管理者による防御措置について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者は、当該アクセス制御機能に係る識別符号又はこれを当該アクセス制御機能によりするために用いる符号の適正な管理に努めるとともに、常に当該アクセス制御機能のし、必要があると認めるときは速やかにその機能の高度化その他当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

<(ウ)、(エ)の解答群>

① 特定	② 転送	③ 抽出
④ 確認	⑤ 管理体制を強化	⑥ 稼働状況を点検
⑦ 有効性を検証	⑧ 保守管理を励行	

- (4) 次の文章は、電子署名及び認証業務に関する法律に規定する目的について述べたものである。
同法の規定に照らして、 内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、
その番号を記せ。(2点×2=4点)

電子署名及び認証業務に関する法律は、電子署名に関し、 (オ)、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び (カ) ことを目的とする。

<(オ)、(カ)の解答群>

- ① 電磁的記録への不正アクセス行為の禁止
- ② 電磁的記録の秘密の保護及び厳正な管理
- ③ 電磁的記録に係る犯罪の防止
- ④ 電磁的記録の真正な成立の推定
- ⑤ 公共の福祉の増進に寄与する
- ⑥ 国民経済の健全な発展に寄与する
- ⑦ 国民の利便を確保する
- ⑧ 利用者の利益を保護する

- (5) 次の文章は、電気通信主任技術者規則(これに基づく告示を含む。)に規定する、電気通信主任技術者の選任等について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電気通信主任技術者の選任は、電気通信主任技術者規則の規定により、各事業場ごとに、当該事業場に常に勤務する者であって伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから行うものとされているが、同規定にかかわらず、次の(i)～(v)に適合する場合は、当該事業場を直接統括する事業場において電気通信主任技術者を選任し、又は他の事業場の電気通信主任技術者に当該事業場において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせることができる。

- (i) 当該事業場を直接統括する事業場において選任される電気通信主任技術者又は当該事業場の電気通信主任技術者を兼ねることとなる者(以下「兼務主任技術者等」という。)が①常に勤務する事業場から速やかに到達できること。
- (ii) 当該事業場において直接に管理される電気通信設備に障害が生じた場合には、予備設備への切り替え等の災害防止のための応急措置が直ちに行われること。
- (iii) 当該事業場に係る電気通信設備の工事、維持及び運用上必要な事項が兼務主任技術者等に②容易に連絡できるよう措置されていること。
- (iv) 当該事業場の電気通信設備の巡視、点検及び検査の結果が兼務主任技術者等に報告されること。
- (v) その他、当該事業場が兼務主任技術者等による③監督で支障ないように措置されていること。

同規則に規定する内容に照らして、上記の①～③の下線部分の語句は、(キ)。

<(キ)の解答群>

- | | | |
|----------------|------------------|-----------|
| ① ①のみ正しい | ② ②のみ正しい | ③ ③のみ正しい |
| ④ ①、②が正しい | ⑤ ①、③が正しい | ⑥ ②、③が正しい |
| ⑦ ①、②、③いずれも正しい | ⑧ ①、②、③いずれも正しくない | |

- (1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「電気通信事業の用に供する電気通信回線設備」における電気通信設備の損壊又は故障の対策について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
(2点×2=4点)

屋外に設置する電線(その中継器を含む。)、 (ア) 並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物(事業用電気通信回線設備を設置する建築物を除く。)は、通常想定される (イ) その他その設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。

<(ア)、(イ)の解答群>

- ① 設置の場所が同一の建物内にある配線設備
- ② 地中電線及び管等
- ③ 空中線及びこれらの附属設備
- ④ 低圧又は高圧の架空強電流電線
- ⑤ 天災、事変等の非常事態
- ⑥ 気象の変化、振動、衝撃、圧力
- ⑦ 規模の地震、地象、水象の変化による災害

- (2) 次のA～Cの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する用語について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
(4点)

- A 総合デジタル通信用設備とは、事業用電気通信回線設備のうち、専ら64キロビット毎秒のデジタル信号により、専ら符号又は映像の伝送交換を目的とする総合デジタル通信役務の提供の用に供するものをいう。
- B インターネットプロトコル電話用設備とは、事業用電気通信回線設備のうち、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものであって、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。
- C 絶対レベルとは、一の実効電力の1ミリワットに対する比を絶対値で表したものをいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>

- ① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ Cのみ正しい
- ④ A、Bが正しい ⑤ A、Cが正しい ⑥ B、Cが正しい
- ⑦ A、B、Cいずれも正しい ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

- (3) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備」における事業用電気通信回線設備が端末設備又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)を接続する点において受信し、かつ、認識しなければならない監視信号について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同規則に規定する内容に照らして、正しいものは、 (エ) である。

<(エ)の解答群>

- ① 端末設備等から発信を行うため、当該端末設備等の直流回路を開いて300オーム以下の直流抵抗値を形成することにより送出する監視信号を発呼信号という。
- ② 端末設備等において当該端末設備等への着信に応答するため、当該端末設備等の直流回路を閉じて300オーム以下の直流抵抗値を形成することにより送出する監視信号を端末応答信号という。
- ③ 発信側の端末設備等において通話を終了するため、当該端末設備等の直流回路を開いて1メガオーム以上の直流抵抗値を形成することにより送出する監視信号を終話信号という。
- ④ 着信側の端末設備等において通話を切断するため、当該端末設備等の直流回路を開いて1メガオーム以上の直流抵抗値を形成することにより送出する監視信号を切断信号という。

- (4) 次のA～Cの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「電気通信事業の用に供する電気通信回線設備」における事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する建築物及びコンテナ等について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の適用除外規定は考慮しないものとする。(4点)

- A 当該事業用電気通信回線設備を安全に設置することができる堅固で絶縁性に富み、特別保安接地工事を施した電氣的遮へい層を有する隔壁を有するものであること。
- B 当該事業用電気通信回線設備が安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。
- C 当該事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信回線設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (オ) 。

<(オ)の解答群>

- ① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ Cのみ正しい
- ④ A、Bが正しい ⑤ A、Cが正しい ⑥ B、Cが正しい
- ⑦ A、B、Cいずれも正しい ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

- (5) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備」におけるアナログ電話用設備について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

事業用電気通信回線設備は、事業用電気通信設備規則に規定する発呼信号を受信できる状態において、同規則で規定する電源の極性を端末設備等を (カ) する点において一方を地気(接地の電位をいう。)、他方を (キ) としなければならない。

<(カ)、(キ)の解答群>

- | | | | |
|------|------|-------|-------|
| ① 充電 | ② 給電 | ③ 遮断 | ④ 接続 |
| ⑤ 磁性 | ⑥ 磁気 | ⑦ 正極性 | ⑧ 負極性 |

問4 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備」におけるアナログ電話相当の機能を有する固定電話用設備の基本機能について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

事業用電気通信回線設備の機能で適合しなければならない五つの事項のうち、同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (ア) である。

<(ア)の解答群>

- ① 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- ② 電気通信番号を認識すること。
- ③ 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- ④ 通信の終了を通知すること。
- ⑤ ファクシミリによる送受信が正常に行えること。

- (2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備」における電気通信設備の損壊又は故障の対策について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

事業用電気通信設備は、電源停止、 (イ) の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時に、これを直ちに (ウ) し、かつ、当該事業用電気通信設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。

<(イ)、(ウ)の解答群>

- | | | | |
|-------------------|-----------|--------|--------|
| ① 共通制御機器 | ② 無停電電源装置 | ③ 整流装置 | ④ 交換設備 |
| ⑤ 整流装置 | ⑥ 修復 | ⑦ 認識 | ⑧ 検出 |
| ⑨ 分離 | ⑩ 確認 | | |

- (3) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する用語について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 識別符号とは、端末設備に使用される無線設備を識別するための符号であって、通信路の設定に当たってその照合が行われるものをいう。
- B ランダムアクセス制御とは、移動電話端末が、移動電話用設備から指示された値に従い送信タイミングを調整することをいう。
- C 配線設備等とは、利用者が端末設備を事業用電気通信設備に接続する際に使用する線路及び保安器その他の機器をいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (エ)。

<(エ)の解答群>

- ① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ Cのみ正しい
④ A、Bが正しい ⑤ A、Cが正しい ⑥ B、Cが正しい
⑦ A、B、Cいずれも正しい ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

- (4) 次の文章は、端末設備等規則に規定する責任の分界について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、内の同じ記号は、同じ解答を示す。(2点×2=4点)

利用者の接続する端末設備(以下「端末設備」という。)は、 (オ) との責任の分界を明確にするため、 (オ) との間に分界点を有しなければならない。

分界点における (カ) は、端末設備を電気通信回線ごとに (オ) から容易に切り離せるものでなければならない。

<(オ)、(カ)の解答群>

- ① 識別の機能 ② 接続の方式 ③ 保安設備 ④ 事業用電気通信設備
⑤ 直流回路 ⑥ 他の端末設備 ⑦ 交換設備 ⑧ 自営電気通信設備

- (5) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、複数の電気通信回線と接続される端末の回線相互間の漏話減衰量について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 複数の電気通信回線と接続されるアナログ電話端末の回線相互間の漏話減衰量は、1,000ヘルツの直流において34デシベル以上でなければならない。
- B 複数の電気通信回線と接続される専用通信回線設備等端末の回線相互間の漏話減衰量は、1,000ヘルツの交流において48デシベル以上でなければならない。
- C 複数の電気通信回線と接続される移動電話端末の回線相互間の漏話減衰量は、1,500ヘルツにおいて70デシベル以上でなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (キ)。

<(キ)の解答群>

- ① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ Cのみ正しい
④ A、Bが正しい ⑤ A、Cが正しい ⑥ B、Cが正しい
⑦ A、B、Cいずれも正しい ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

問5 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次の文章は、有線電気通信法の目的について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

有線電気通信法は、有線電気通信設備の (ア) 及び使用を規律し、有線電気通信に関する (イ) を確立することによって、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

<(ア)、(イ)の解答群>

- ① 管 理 ② 導 入 ③ 設 置 ④ 届 出
⑤ 規 則 ⑥ 秩 序 ⑦ 運 用 ⑧ 維 持

- (2) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令に規定する用語について述べたものである。同令の規定に照らして、内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 音声周波とは、周波数が100ヘルツを超え、3,000ヘルツ以下の電磁波をいう。
B 絶縁電線とは、絶縁物のみで被覆されている電線をいう。
C 支持物とは、電柱、支線、つり線その他電線又は強電流電線を支持するための工作物をいう。

同令に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (ウ)。

<(ウ)の解答群>

- ① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ Cのみ正しい
④ A、Bが正しい ⑤ A、Cが正しい ⑥ B、Cが正しい
⑦ A、B、Cいずれも正しい ⑧ A、B、Cいずれも正しくない

- (3) 次の文章は、有線電気通信法に規定する事項について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同法に規定する内容に照らして、正しいものは、 (エ) である。

<(エ)の解答群>

- ① 有線電気通信設備を設置しようとする者は、有線電気通信の方式の別、設備の設置の場所及び設備の概要を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の4週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から2週間以内)に、その旨を総務大臣に申請しなければならない。
② 本邦内の場所と本邦外の場所との間の有線電気通信設備は、電気通信事業者がその事業の用に供する設備として設置する場合を除き、設置してはならない。ただし、特別の理由がある場合において、あらかじめ総務大臣に届け出ているときはこの限りでない。
③ 有線電気通信とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
④ 有線電気通信設備とは、有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の機械的設備をいい、無線通信用の有線連絡線は含まない。

- (4) 次の文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線の支持物の昇塔防止について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

架空電線の支持物には、取扱者が昇降に使用する足場金具等を地表上1.8メートル未満の高さに取り付けてはならない。ただし、総務省令で定める次の(i)～(iii)のいずれかの場合は、この限りでない。

- (i) 足場金具等が①支持物の内部に格納できる構造であるとき。
(ii) 支持物の周囲に取扱者以外の者が立ち入らないように、②さく、塀その他これに類する物を設けるととき。
(iii) 支持物を、人が容易に③立ち入るおそれがない場所に設置するとき。

同規則に規定する内容に照らして、上記の①～③の下線部分の語句は、 (オ)。

<(オ)の解答群>

- ① ①のみ正しい ② ②のみ正しい ③ ③のみ正しい
④ ①、②が正しい ⑤ ①、③が正しい ⑥ ②、③が正しい
⑦ ①、②、③いずれも正しい ⑧ ①、②、③いずれも正しくない

- (5) 次の文章は、有線電気通信設備令に規定する事項について述べたものである。同令の規定に照らして、内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同令に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (カ) である。

<(カ)の解答群>

- ① 有線電気通信設備に使用する電線は、絶縁電線又はケーブルでなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
② 架空電線は、他人の建造物との離隔距離が30センチメートル以下となるように設置してはならない。ただし、その他人の承諾を得たときは、この限りでない。
③ 有線電気通信設備は、総務省令で定めるところにより、絶縁機能、避雷機能その他の保安機能をもたなければならない。
④ 通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の線路の電圧は、100ボルト未満でなければならない。ただし、電線として絶縁電線を使用するとき、かつ、他人の設置する有線電気通信設備に損傷を与えるおそれがないときは、この限りでない。